

## ○岩倉市総合計画審議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、岩倉市自治基本条例（平成 24 年岩倉市条例第 31 号）第 16 条の規定に基づく総合計画における基本構想及び基本計画の策定等の審議を行うための岩倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、審議会を置く。

(所掌事項)

**第3条** 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画における基本構想及び基本計画の策定、見直し及び評価に関すること。
- (2) その他総合計画に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

**第4条** 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) 教育委員会の代表者
- (4) 農業委員会の代表者
- (5) 市民の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第5条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第6条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第7条** 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月27日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。